

自転車賑わい拠点施設愛称募集要項

1 趣旨

堺市では、令和 9 年 3 月のオープンをめざし、広域的なサイクルラインである大和川リバーサイドサイクルラインや阪堺線大和川停留場と隣接する敷地を活用して、「自転車賑わい拠点施設」の整備を進めています。

本施設が、市民の皆様にも末永く愛され、本市を訪れる人にも自転車を活用した魅力を感じていただける施設となるよう、愛称を募集します。

2 自転車賑わい拠点施設の概要

○設置目的

自転車に係る体験、学び及びレクリエーションを通じて、自転車の魅力や楽しさに触れる機会を創出することにより、自転車文化の創造及び発信を促し、もって都市魅力の向上及び「サイクルシティ堺」の推進に資するため。

○場所

堺市堺区遠里小野町 1 丁他

○敷地面積

約 1.3 ヘクタール

○主な整備概要

- ・サイクルステーション：自転車利用者の駐輪、交流、情報発信等ができる施設
- ・自転車体験施設：自転車教室等の多様な自転車体験ができる施設
- ・広場：イベントや市民の憩いの場に活用できる多目的な広場
- ・駐車場：来訪者等が利用できる駐車スペース
- ・民間事業者を活用する施設（※）：自転車ショップ、ベーカリーカフェ
※民間の企画力や独自のノウハウを活かして事業全体に相乗効果をもたらす機能を有する施設

3 募集内容

「自転車を活用した魅力が感じられる」愛称を募集します。

4 決定方法

自転車賑わい拠点施設の愛称を公募し、堺市において応募された愛称の中から採用候補を複数選定（※）し、一般投票を実施した後、最も得票数の多かった案を採用します。

※採用候補の選定は「3 募集内容」に基づき、有識者の意見も踏まえて決定します。

愛称案を
広く公募

応募された愛称案から採用候補を
複数選定し、一般投票を実施

もっとも得票数の多い
愛称候補を採用

5 愛称の応募

- (1) 応募期間 令和8年4月23日(木)から5月29日(金)まで
- (2) 応募資格 どなたでも応募可能です。なお、応募は一人につき1点のみとなります。(複数応募は無効)
- (3) 応募方法

次の必要事項を記入の上、堺市電子申請システム(郵送(はがき、封書)又はFAXでも可能)で下記応募先までご応募ください。(募集期間内必着)

【必要事項】

- ①愛称(ふりがな)
- ②愛称の説明(理由、意味など)
- ③応募者の氏名(ふりがな)、郵便番号、住所、電話番号

【応募先】

堺市 建設局 サイクルシティ推進部 自転車環境整備課
〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 高層館20階
FAX: 072-228-0220

【堺市電子申請システム】(4月23日(木)から応募が可能です。)

<https://lgpos.task.asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/22555046-c79e-4d16-9654-9cdeb844eb94/start>

【二次元コード】



- (4) 応募条件
 - ① 応募愛称は、15文字以内を目安とする。
 - ② 既に商標登録されているもの、他の名称や商標などに類似しているものは選考対象外。
 - ③ 第三者の著作権その他の知的財産権や肖像権その他の権利を侵害するもの、公序良俗に反するもの、または反する恐れがあるもの、特定の個人・団体が利益を受けるもの、他人を誹謗中傷するもの、その他本市が不適切と判断するものは無効。
- (5) 応募における注意事項
 - ① 応募に必要な経費については、全て応募者負担とします。
 - ② 郵送などによる応募作品の紛失について、堺市は責任を負いません。
 - ③ 愛称は自作未発表のもので、応募者本人のオリジナルのものとしします。(同一愛称を他のコンテスト等に応募していない、又は個人的にも使用していないものに限りします。)
 - ④ 採用作品に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及びこれから発生する一切の権利は堺市に帰属することとします。
 - ⑤ 採用作品が他者の権利を侵害すると判明した場合、また、本募集要項の規定に違反して

いることが認められた場合は、結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。なお、その場合は得票数の多い愛称候補から順に採用いたします。

- ⑥ 採用作品の一部を修正・補作する場合があります。
- ⑦ 採用作品については、堺市ホームページ等で公表します。
- ⑧ 採用作品以外の応募された愛称の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。
- ⑨ 今回の募集に際して、ご応募いただいた内容は、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。
- ⑩ 愛称を応募された時点で、本募集要項のすべてに同意いただいたものとみなします。

6 採用候補（ノミネート作品）の決定

応募された愛称案から堺市で採用候補を複数選定します。堺市による選定後、ノミネート作品の応募者には、堺市から直接お電話でご連絡します。

※落選の連絡は行いません。

7 ノミネート作品への投票

(1) 投票期間

令和 8 年 7 月 31 日（金）から 8 月 14 日（金）まで

(2) 投票資格

どなたでも投票可能です。なお、投票は一人につき 1 票のみとなります。（複数投票は無効）

(3) 投票方法

堺市電子申請システム、郵送（はがき、封書）又は FAX で下記投票先までご投票ください。

（投票期間内必着）

【必要事項】

- ① 愛称としたい採用候補を選択してください

【投票先】

堺市 建設局 サイクルシティ推進部 自転車環境整備課

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 高層館 2 0 階

FAX : 072-228-0220

【堺市電子申請システム】（ 7 月 31 日（金）から投票が可能です。）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/199616b5-d58d-4a33-95f7-7a82fb5112e6/start>

【二次元コード】



(4) 愛称の決定方法

最も得票数の多かった候補を採用します。

8 結果の発表

・採用作品及び応募者氏名は、堺市ホームページ等に掲載し、報道提供を行う予定です。なお、応募者氏名は応募者が希望する場合、匿名とすることも可能です。

・投票に基づく選定結果は、結果公表に先立ち、採用候補となった応募者へ、堺市から直接お電話でご連絡します。

※愛称は令和8年9月頃に公表予定です。

9 景品の贈呈

・最優秀賞（採用作品）（1名）：3万円相当の記念品（堺産品など）

・優秀賞（1名）：1万円相当の記念品（堺産品など）

・佳作（若干名）：数千円相当の記念品（堺産品など）

※得票数に応じて、最優秀賞（1位）、優秀賞（2位）、佳作（3位以下若干名）を決定します。（ノミネート作品の応募者全員に、いずれかの賞の景品を贈呈します。）

※同一の愛称に対して複数の応募があった場合、応募人数に応じて景品を均等に分配します。

10 個人情報の取り扱い

応募者の氏名、住所等の個人情報は、採用作品の公表及び景品の発送等、本募集以外の目的で使用しません。

11 問合せ先

堺市 建設局 サイクルシティ推進部 自転車環境整備課

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

TEL：072-228-0294

FAX：072-228-0220

E-mail：jisei@city.sakai.lg.jp